

# ミツヒロニュース



立春です。少しずつ春らしくなっていきます。ようやく税制改正大綱が発表されました。今後は、個人に対する課税が厳しくなりそうです。そのため消費者は、本当に信頼できるところぞしかモノやサービスを購入しなくなる傾向が強まると考えられます。これからは、商品を売つ終わるにするのではなく、売った後を大切に行動して頂ければと思います。 光廣 昌史

## ● 今月のトピックス ●

- ◆ 2013年度 税制改正大綱発表！
- ◆ 収入印紙の基礎知識
- ◆ イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識(11)
- 「重加算税の要件とは？」
- ◆あとがき
- ◆アベノミクス？ 安倍のリスク？

## 2013年度税制改正大綱発表！～企業向け減税を中心～

2013年度税制改正大綱が、1月24日に発表されました。設備投資や研究開発、雇用に前向きな企業への減税が充実されます。2014年4月の消費税増税を前に、企業向けの減税が先行して行われます。反対に、2015年1月から富裕層を対象に所得税と相続税が増税されることが決まりました。

### 1. 相続税 «増税»

#### (1) 相続税基礎控除の改正

	現 行	改 正 後
定額控除	5,000万円	3,000万円
法定相続人（一人あたり）	1,000万円	600万円

#### (2) 相続税の税率の改正

現 行			改 正 後		
各法定相続人の課税価格	税率	速算割額	各法定相続人の課税価格	税率	速算割額
1,000万円以下	10%	—	1,000万円以下	10%	—
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円	1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円	3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円	5,000万円超～1億円以下	30%	700万円
1億円超～3億円以下	40%	1,700万円	1億円超～2億円以下	40%	1,700万円
3億円超	50%	4,700万円	2億円超～3億円以下	45%	2,700万円
			3億円超～6億円以下	50%	4,200万円
			6億円超	55%	7,200万円

ただし、個人が住居に使っていた土地には、評価額を本来の2割に抑える減税措置がありますが、この対象となる上限面積は現行の240平方メートルから330平方メートルまで拡大されます。

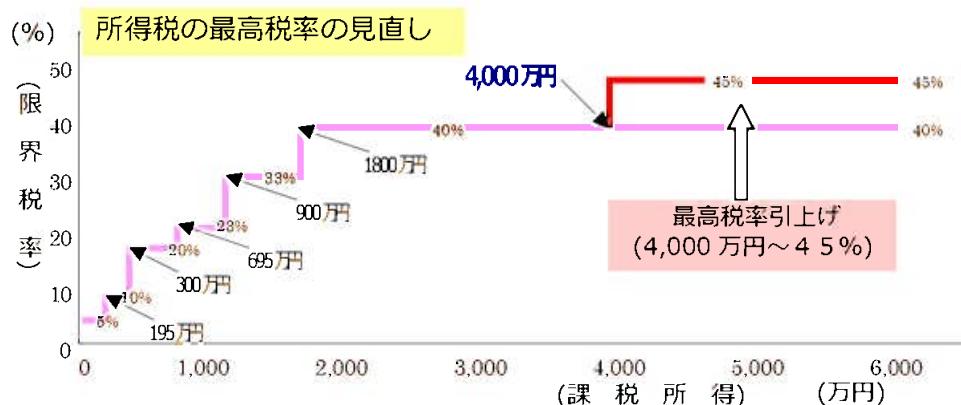
ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

## 2. 贈与税 『減税』

祖父母が孫に教育資金をまとめて贈与した場合、一定額まで贈与税を非課税にする減税措置も創設されます。今年4月から3年間の時限措置で、非課税にできる贈与額の上限は1,500万円となります。

### 3. 所得税 《增税》

2015年から4,000万円超の所得に4.5%の最高税率が設けられます。



#### 4. 住宅ローン控除

2013年末で期限が切れる住宅ローン減税は、2017年末まで4年延長した上で、2014年4月入居分から減税額を一般住宅は最大年40万円、長期優良住宅は50万円に引き上げされます。ローン残高の1%分の金額を10年間にわたり毎年、所得税と住民税から差し引かれます。

ローンを組んで省エネ改修した場合の減税も拡充されます。

## 5. 住宅取得特別控除

高齢で借り入れができない人や手元資金があって住宅ローンを組まない人が、自己資金で長期優良住宅を購入する場合に、所得税を減額する措置を2017年末まで延長し、2014年4月から金額を年間で最大50万円から65万円に引き上げされます。住宅の省エネ改修工事などを支援する減税の上限も30万円から35万円に拡大されます。

## 6. 企業の優遇税制

企業向け減税の内容は、下記のとおりです。

(適用期間)

研究開発	減税	試験研究費を控除できる法人税額の上限を3割に引き上げ	H25.4.1～H27.3.31
投資促進	減税	設備投資を前年度比10%超増やした企業に対し、投資額の3割を前倒し償却か、3%の税額控除	H25.4.1～H27.3.31
給与増を促す税制	減税	平均給与などを増やした企業に対し、給与増加額の1割を法人税額から控除	H25.4.1～H28.3.31
中小企業交際費	減税	年800万円まで全額損金算入	H25.4.1～H26.3.31
事業承継	減税	親族でない後継者への事業承継などで相続税・贈与税猶予	H27.1.1以降
グリーン投資	減税	コーデュネレーション（熱電併給）設備を即時償却	H25.4.1～H27.3.31

～2013年1月号記事の訂正～

1月号にて「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例（取得費加算）」について、改正予定という記事を掲載しましたが、**2013年度税制改正大綱**には、その旨の記載がありませんでした。

よって、取得費加算については下記のとおり、現状のままということになります。

当時の地価動向や譲渡益に対する税率引上げ等の事情にかんがみ、相続財産である土地等の一部を譲渡した場合、譲渡した土地等を含む相続した「全ての」土地等に対応する相続税額を取得費に加算することができます。

# 「収入印紙」の基礎知識

## ◆収入印紙ってそもそも何？

収入印紙とは経済的取引などに関連して作成される文書に課税される印紙税を納めるための紙片です。印紙税は「領収書」「契約書」「手形」などの作成された文書に課税される税金で、契約書の内容や契約金額、受取金額などによって印紙税額が定められています。

## ◆貼り間違えた時はどうする？

「領収書に印紙を貼った後に、領収書の金額が間違っていたことに気づき、領収書を切り直した」とか「印紙を貼らなくてもいい文書に貼ってしまった」等、印紙を貼り間違えてしまった場合は、間違えて貼った文章を税務署へ持って行くと、還付が受けられます。

所轄の税務署に行って「印紙税過誤納確認申請書」の用紙をもらい、必要事項を記入のうえ提出して下さい。印鑑（法人の場合は代表者印）、通帳（還付を受ける口座）も併せて持って行きましょう。

ただし、収入印紙は印紙税のみでなく、登録免許税や国への手数料の納付などにも使用されています。例えば、登録免許税を納付するために収入印紙をはり付けたような場合には、たとえ誤ってはり付けたものであっても印紙税法による還付の対象とはなりません。

尚、郵便局で収入印紙の他の額面への交換ができます。1枚につき手数料5円がかかりますが、大きい額面の収入印紙しか無い場合などに重宝するでしょう。

## ◆貼り忘れると過怠税がかかります

税務調査などで収入印紙が必要な文書に、印紙がついていなかったと判明した場合、本来の印紙税とその2倍に相当する金額、（これを過怠税と言います）つまり3倍の額を支払わなければなりません。

しかし、税務調査の過程で、自分で貼り忘れに気が付いて、自己申告した場合は、本来の印紙税とその10%の金額で済みますので、貼り忘れ等があるのに気が付いた場合は、自己申告するようにしましょう。

消印を押し忘れた場合でも、過怠税が加算されます。収入印紙を貼り付けた場合は、セットで消印をするのを忘れないようにしましょう。

収入印紙を貼り忘れたらどうなるの？



## ◆2013年度 税制改正で、非課税枠が拡大される予定です

現在、売上代金の受取書（領収書）に貼付する印紙税額は、受取金額が3万円未満の場合は、非課税とされていますが、今回の改正で、金銭又は有価証券の受取書のうち記載された受取金額が5万円未満（現行3万円未満）のものには、印紙税を課さないこととされました。

尚、この改正は、平成26年4月1日以後に作成される受取書について適用されます。



# イザといういとき慌てない 税務調査の基礎知識

## シリーズ 11. 「重加算税の要件とは？」

税務調査で指摘される税務処理上の誤りは、会社によって多種多様なのですが、共通する問題点があります。それは「重加算税」です。

重加算税とは、通称「ジユーカ」と呼ばれています。払うべき税金が35%も上乗せされ、さらに延滞税（税金の利息部分）が高くなるという、まさにダブルパンチです。

国税庁の最新の発表によると、税務調査で重加算税が課される割合は「20.6%」にもなります。つまり、5件の税務調査が行われると、1件以上に重加算税が課されている。というのが現実なのです。本当に恐ろしいことです。

もちろん本当に「脱税」など悪いことをしていれば、重加算税を課せられて当然、というわけなのですが、税務調査の現場では、そんな悪いことをした認識がなくても、「重加算税だ」と調査官から指摘されるケースも多々あるので、細心の注意が必要なポイントです。

では、重加算税を課される要件というのは、どういったものなのでしょうか。ここでは、経営者として最低限知っておくべきことだけを書いておきましょう。

重加算税が課される要件は、法律で明記されています。簡単にいうと、「隠ぺいまたは仮装」したことです。逆にいえば、「隠ぺいまたは仮装」をしていなければ、重加算税は課されないということです。

まず、「隠ぺいまたは仮装」という言葉から連想される（悪い）行為を想像してみてください。

「隠ぺいまたは仮装」という言葉は、考えてみると「故意=わざと」という意味合いを含んでいます。「故意ではない隠ぺい」も「わざとじゃない仮装」もありえないのです。

「隠ぺいまたは仮装」とは漠然とした言葉ですが、これを裁判所はこのように定義しています。

「事実を隠ぺい」するとは、事実を隠匿あるいは脱漏することを、「事実を仮装」するとは、所得・財産あるいは取引上の名義を装う等事実を歪曲すること」

（和歌山地裁昭52・6・23判決）

つまり、「わざと何かを隠すことを「隠ぺい」で、「わざと何かを書き変えたりすることを「仮装」とします。こう聞くと、確かに悪いことをした会社が、重加算税を課されるのだということが、漠然とでもおわかりいただけだと思います。

参考文献： ■2013年度税制改正大綱 ■ゆりかご俱楽部HP

### 相続税簡易シミュレーション(無料)実施中

将来の安心を得るために、  
相続税簡易シミュレーションをしてみませんか？  
弊社では、簡易な評価でどれくらい財産があるか相続税がどのくらいかかるのかを  
**無料**で試算しています。  
詳しくは、弊社担当者または財産承継グループにお問い合わせください。

### あとがき

和田です。新しい政権になり、まだ何もしていないのに円安株高が進み、景気回復への期待感が高まっているように感じます。ただ、給与もさほど上がりらず、消費増税、円安、インフレターゲットによる価格の上昇等により、実感を伴わない景気回復が進んでいくようにも思います。いざなみ景気の時のように、大企業や資本家だけが恩恵に与るような政策でなく、一般の国民がきちんと恩恵を受けられるような政策を期待したいと思います。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営戦針盤  
**Office**  
**Mitsuhiro**

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所  
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号  
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007  
URL <http://www.office-m.co.jp>

